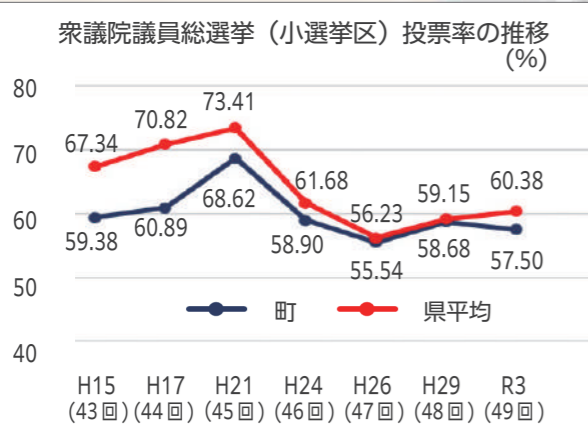


10月27日投開票

第50回衆議院議員総選挙 および最高裁判所裁判官国民審査 参議院岩手県選出議員補欠選挙

第50回衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査と参議院岩手県選出議員補欠選挙が10月27日、町内20か所の投票所で行われ、即日開票されました。



第50回衆議院議員総選挙

町の投票率は54.92%で、前回の衆院選を2.58%下回りました。また、期日前投票は前回の衆院選を2.64%上回り、26.53%となりました。なお、投票率の県平均は55.55%でした。

参議院岩手県選出議員補欠選挙

町の投票率は54.96%で、前回の参院選を0.23%上回りました。また、期日前投票は前回の参院選を1.69%上回り、26.57%となりました。なお、投票率の県平均は55.54%でした。

選挙管理委員会から

選挙は、私たち国民が政治に参加し、国の主権者としてその意思を政治に反映させるための貴重な機会です。日頃から政治に関心を持ち、今後の選挙でも大切な1票(意思)を破棄することなく必ず投票しましょう。

町選挙管理委員会事務局 ☎65-8982

守ろう「農地」 作ろう「地域計画」

町農林環境エネルギー課 ☎65-8984
農業委員会事務局 ☎65-8986

農地転用は早めにご相談を

■ 農地転用とは

農地を宅地、駐車場、山林などの農地以外の用地に転換することです。

農地転用をする場合は許可が必要です。また、一時的に農地以外の用途(通路、資材置場など)に利用する場合も同じく許可が必要です。

■ なぜ許可が必要か

農地は人々の食料生産を支える基盤であり、食料自給率を高めるため、大切に守っていく必要があります。そのため農地の転用は農地法で一定の規制が設けられています。



■ 農業用施設用地として転用する場合

2歳未満の農地を自己用の農業用施設(畜舎や倉庫など)に転用する場合、許可は不要ですが届け出が必要になります。

■ 許可なく転用した場合

無断で転用した場合、農地法違反となり農地などの権利取得の効力が生じません。また工事の中止や原状回復などを命ずることがあり、これに従わない場合、罰則が科せられます。

■ 早めの相談を

農地転用の許可まで半年から1年ほどの期間を要する場合があります。計画している場合は早めのご相談をお願いします。



漆真下孝幸さん
(70歳・大沢)
任期
令和9年9月30日まで

◇ 固定資産評価審査委員



土谷美保子さん
(63歳・元木)
任期
令和10年9月30日まで



村木佳子さん
(68歳・五日市)
任期
令和10年9月30日まで

◇ 教育委員

町議会9月定例会議で、任期満了に伴う教育委員および固定資産評価審査委員の選任議案が原案のとおり可決されました。教育委員に村木佳子さんと土谷美保子さん、固定資産評価審査委員に漆真下孝幸さんが再任され、10月1日付けで鈴木重男町長から辞令が交付されました。

町議会9月定例会議 教育委員および 固定資産評価審査委員を選任

毎年11月11日～17日は 「税を考える週間」です

国税庁では租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくために、租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、取り組みを強化しています。

国税庁ホームページでは、税務手続きのデジタル化への取り組みなど各種活動を紹介しています。



国税庁ホームページ

この機会に「税」について考えてみませんか。

町住民会計課 ☎65-8994

安心の保育環境づくりをサポート 在宅での子育てを支援します

町では子どもを安心して産み、家庭で育てられる保育環境づくりをサポートするため、保育施設などを利用せずに在宅で育児をしている世帯に支援金を支給しています。



▶ 対象者の主な要件

- ① 生後7か月から3歳未満の子どもがいる人
- ② 育児休業給付金などの収入が月額5万円以下の人
- ③ 保護者、子どもともに町に住居を有し居住している人

▶ 支援金の額(月額)

- ① 1世帯につき月額1万円
 - ② 個人または家族と事業を営んでいる人は月額5万円
- ※子どもの人数に関わりません。

町子ども教育課 ☎65-8989



町ホームページ

くずま〜るで販売中 岩手県民手帳・岩手県能率手帳

2025年版の「岩手県民手帳」および「岩手県能率手帳」を販売しています。在庫に限りがありますので、お早めにお求めください。

- ▶ 期間 令和7年1月17日(金)まで
- ▶ 場所 くずま〜る4階 総務課
- ▶ 価格 岩手県民手帳 800円
岩手県能率手帳 900円

町総務課 ☎65-8982

水道事業所からのお知らせ

よくある質問にお答えします。

令和7年1月1日から 水道料金が変わります

町は安定した水道事業を継続するため、19年ぶりに水道料金を改定します。

Q 一般家庭の水道料金はどのくらい変わるの？

A 【使用水量が20㎡の場合】

改定前 3,432円(税込) **638円増** 改定後 4,070円(税込)

※一般的な家庭で1カ月あたりの使用水量の目安は20㎡とされています。
※今回は下水道使用料の改定はありません。



詳しくは広報10月号または町ホームページをご覧ください。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

町水道事業所 ☎65-8987



町ホームページ